平成28年度介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

訪問型サービス (第1号訪問事業)

- ・現行の訪問 (①訪問介護 → 訪問型サービス事業)
 - ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
 - ③訪問型サービスB(住民主体による支援)
 - ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス) →機能訓練訪問事業
 - ⑤訪問型サービスD(移動支援)

介護予防・生活支援サービス事業

通所型サービス (第1号通所事業) ・現行の通所 介護相当\

介護相当

多様な

サービス

- 多様なサービス
- ①通所介護 → 通所型サービス事業②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③通所型サービスB(住民主体による支援)
- →通所型サービス支援事業(新規)
- その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業)
- ④通所型サービスC(短期集中予防サービス)
- ①栄養改善の目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り

- 要支援認定を受けた者(要支援者)
- ・基本チェックリスト 該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)

- / ①通所型介護予防事業
- ②「食」の自立支援事業
- ③訪問指導員事業

- 一般介護予防事業
- ・第1号被保険者の全ての者
- ・その支援のための活動に関 わる者
- ④ミニデイサービス支援事業
- ⑤高齢者のための健康づくり事業
- ⑥地域介護予防活動支援事業(新規)

介護予防・ 日常生活 支援総合 事業 (新しい 総合事業)